

令和4年第1回四万十町議会臨時会

議案説明資料

令和4年2月10日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 7 号））	1
議案第 1 号	町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の締結について	4
議案第 2 号	四万十町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて	6
議案第 3 号	令和 3 年度四万十町一般会計補正予算（第 8 号）	8

■承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(令和3年度四万十町一般会計補正予算(第7号))

【要旨】

本議案は、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により令和4年1月5日付けで専決処分に付した令和3年度四万十町一般会計補正予算第7号について、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、様々な困難に直面した方々に速やかに生活・暮らしを支援する観点から、住民税非課税世帯等に対し、1世帯当たり10万円の現金給付を行うとされています。

これに伴い同年12月21日に、国の「令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金交付要綱」が改正され、令和3年度の住民税非課税世帯等に住民税非課税世帯等臨時特別給付金を支給することとなったことから支給対象世帯への迅速な給付を行うための予算措置を行ったものです。

なお、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の申請期限が令和4年9月30日となっているため、翌年度に繰り越して使用できる経費として繰越明許費を計上しています。

【給付金概要】

○住民税非課税世帯等臨時特別給付金

基準日 : 令和3年12月10日

対象世帯 : ①住民税非課税世帯(住民税課税者の被扶養者のみの世帯を除く。)

②新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年1月以降に家計が急変し、住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯

支給額 : 1世帯当たり10万円

支給方法 : ①非課税世帯

町 → 給付支給要件確認書(以下「確認書」といいます。)を送付

対象世帯 → 確認書に必要事項を記入後、町へ提出

町 → 確認・審査後に銀行口座へ振り込み

②家計急変世帯

対象世帯 → 町へ申請書類を提出

町 → 確認・審査後に銀行口座へ振り込み

申請期限 : ①住民税非課税世帯 確認書の発行日から3か月以内

②家計急変世帯 令和4年9月30日

【補正内容】

令和3年度四万十町一般会計補正予算(第7号)第1表歳入歳出予算補正及び第2表繰越明許費に記載のとおり

【新型コロナウイルス対応関連事業一覧】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（専決処分）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 （略）

☞ 新型コロナウイルス対応関連事業一覧

単位：千円

事業区分	事業名	事業費					
		補正前		補正額		補正後	
			うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額		うち臨時交付金充当額
I	感染拡大防止策と医療提供体制の整備	216,198	51,626	0	0	216,198	51,626
	庁舎等新型コロナウイルス感染症対策備品購入事業	1,985	0			1,985	0
	大正地域振興局庁舎網戸設置事業	715	0			715	0
	新型コロナウイルス感染症対応土佐くろしお鉄道運行支援事業	2,677	2,677			2,677	2,677
	滞在型市民農園空調設備整備事業	4,100	0			4,100	0
	保育環境改善等事業	550	275			550	275
	新型コロナワクチン接種体制確保事業	153,997	0			153,997	0
	商工業者感染症対策物品購入費補助事業	10,000	10,000			10,000	10,000
	抗原検査キット購入事業	1,155	1,155			1,155	1,155
	学校保健特別対策事業	7,000	3,500			7,000	3,500
	学校施設感染症対策整備事業	24,000	24,000			24,000	24,000
	放課後子ども教室感染症対策事業	1,772	1,772			1,772	1,772
	感染症対策事業（大正診療所）	4,209	4,209			4,209	4,209
	感染症対策事業（特別養護老人ホーム窪川荘）	2,031	2,031			2,031	2,031
	感染症対策事業（特別養護老人ホーム四万十荘）	2,007	2,007			2,007	2,007
II	雇用の維持と事業の継続	201,000	160,794	0	0	201,000	160,794
	経営力回復支援事業	90,000	90,000			90,000	90,000
	起業支援助成事業	10,000	10,000			10,000	10,000
	雇用労働継続支援助成事業	100,000	59,794			100,000	59,794
	修学旅行中止等に伴う保護者負担支援事業	1,000	1,000			1,000	1,000
III	経済活動の回復	254,787	12,600	391,000	0	645,787	12,600
	住民税非課税世帯等臨時特別支援事業	0	0	391,000	0	391,000	0
	子育て世帯臨時特別支援事業	205,000	0			205,000	0
	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金事業	16,100	0			16,100	0
	ネット利活用特産品情報発信・販売事業	18,932	0			18,932	0
	観光施設改修事業	14,755	12,600			14,755	12,600
IV	強靱な経済構造の構築	8,004	0	0	0	8,004	0
	テレワーク構築事業	4,602	0			4,602	0
	公金キャッシュレス決済構築事業	1,492	0			1,492	0
	滞在型市民農園インターネット設備整備事業	1,910	0			1,910	0
V	新たな日常への取組	121,730	12,334	0	0	121,730	12,334
	マタニティママ支援事業	500	500			500	500
	コワーキングスペース整備事業	109,396	0			109,396	0
	I C T教育推進事業	11,834	11,834			11,834	11,834
計		801,719	237,354	391,000	0	1,192,719	237,354

【参 考】新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付見込額

令和3年度予算計上可能額（※）	237,354
限度額 - 予算計上額	0

（※）当初限度額 2億1,414万7千円 + 追加交付分 2,320万7千円

■議案第1号 町道大道日吉線道路災害復旧工事請負契約の締結について

【要旨】

令和3年7月の梅雨前線豪雨により被災した町道大道日吉線の災害復旧工事について、一般競争入札（地域密着型）による入札の結果、落札した事業者と工事請負契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第2条の規定により議会の議決を求めるものです。

【請負契約締結内容】

工 事 名	令和3年度 3災 第124号 町道大道日吉線道路災害復旧工事
工 事 場 所	四万十町 大道 地内
契 約 の 金 額	116,270,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 10,570,000 円)
契約の相手方	四万十町十川136番地 有限会社 松元建設 代表取締役 松元 秀人
工 期	議決日の翌日から令和4年3月31日まで
工 種	道路災害復旧工事
事 業 量	現場吹付法砕工 A=1938.0 m ² 落石防止網工 A=660.0 m ² 仮設防護柵工 L=33.0m

【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会に議決に付すべき契約）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5項の規定により
議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格5,000万円以上の工事又は
製造の請負とする。

入 札 資 料			
工 事 名	町道大道日吉線道路災害復旧工事		
工 事 番 号	令和3年度 3 災 第124号		
入 札 区 分	一般競争入札（地域密着型）		
入 札 日 時	令和4年2月3日 午前9時30分		
入 札 場 所	四万十町役場 西庁舎3階 会議室3A		
予 定 価 格 ①	119,295,000 円	最低制限価格	106,515,200 円
落札決定金額 ②	116,270,000 円	落札率	②／①＝ 97.46%
契 約 金 額	116,270,000 円	内取引に係る消費税及び地方消費税額 10,570,000 円	
請 負 者 名	四万十町十川136番地 (有)松元建設		
契 約 保 証 金			
業 者 名	第 1 回		備 考
大東建設(株)	116,930,000 円		
(有)松元建設	116,270,000 円	落	
備 考	金額は全て消費税及び地方消費税額を含んだものです。		

■議案第2号 四万十町の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

【要旨】

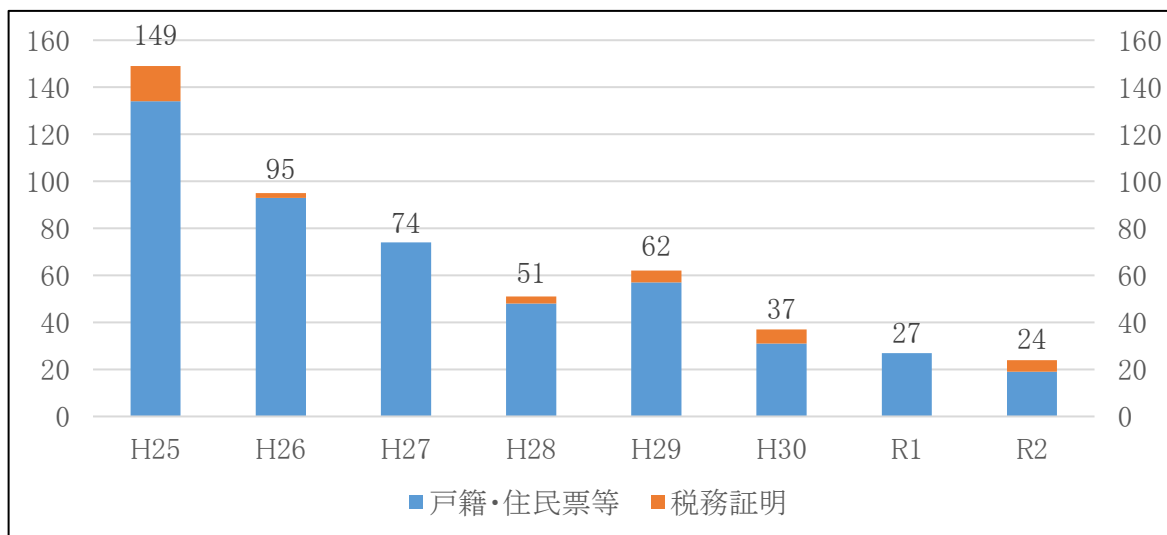
平成24年度末に廃止した十和公民館での行政窓口事務の経過措置として平成25年度から土佐昭和郵便局で行われてきた住民票の写し等の証明書の交付事務について、これまでの利用実績や令和4年4月の委託料改定を踏まえ令和4年3月31日をもって終了することに伴い、本町の特定の事務を取り扱わせる郵便局としての指定を取り消すため、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号）第3条第5項において準用する同条第3項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定の取消しにより終了する事務】

- ① 戸籍及び除籍の証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ② 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ③ 住民票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

【参考事項】

1. 土佐昭和郵便局における年度別証明書等交付実績（単位：件）



2. 証明書等交付事務に係る費用の改定見込み

	現在	令和4年4月以降
事務手数料	160 円／件	360 円／件
事務手数料以外の固定費	約 4,000 円／年	約 144,000 円／年

【地域住民との協議経過】

期日	内容
令和3年7月	・昭和区長と大井川区長に郵便局での取扱件数の状況や取扱手数料変更に伴う負担の増加について説明を行い、地域の状況の聞き取りと意見の取りまとめを依頼した。
8月	・昭和地区と大井川地区から取扱いの終了はやむを得ないとの意見をいただいた。
11月	・十和地区区長会でこれまでの経緯と郵便局での事務取扱いを終了したい旨の説明を行い、理解をいただいた。
令和4年1月	・事務終了の影響を直接受けることとなる昭和小学校区の住民について、改めて意見等がないことをそれぞれの区長に確認した。

【根拠法令】

地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（抜粋）

（郵便局の指定等） 第3条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。 （1） その人的構成に照らして、前条各号に掲げる事務のうち郵便局において取り扱う事務（以下「郵便局取扱事務」という。）を適正かつ確実に実施することができる知識及び能力を有していること。 （2） 郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な施設及び設備として総務省令で定める施設及び設備を備えていること。 （3） 個人情報の適正な取扱いを確保するための措置その他郵便局取扱事務を適正かつ確実に実施するために必要な措置として総務省令で定める措置が講じられていること。 （4） その他総務省令で定める基準に適合するものであること。 2 地方公共団体は、前項の規定により郵便局を指定しようとするときは、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を明らかにして、あらかじめ、日本郵便株式会社に協議しなければならない。 3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第1項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。 4 地方公共団体は、第1項の規定により郵便局を指定したときは、その旨、当該郵便局の名称、当該郵便局の郵便局取扱事務及び当該郵便局取扱事務を取り扱う期間を周知するよう努めなければならない。 5 地方公共団体は、日本郵便株式会社との協議により、第1項の規定により指定した郵便局（以下「事務取扱郵便局」という。）の郵便局取扱事務若しくは郵便局取扱事務を取り扱う期間を変更し、又は同項の規定による指定を取り消すことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
--

■議案第3号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第8号）

【補正予算概要】

○ふるさと納税

歳入のふるさと支援寄附金を 100,000 千円の増収と見込み、同額を歳出のふるさと支援基金積立金に追加計上します。

また、寄附金の増額に伴い寄附者への返礼品代等に不足が生じるため、ふるさと納税返礼特産品代その他の経費を精査し、ふるさと支援推進事業費 61,446 千円を追加計上します。

○木材加工流通施設整備事業

本事業の国庫補助率は 50%以内とされており、国による事業予算再調整の結果、追加交付の見込みになったため、歳入の国庫補助金を含む県支出金の木材加工流通施設整備事業補助金 24,554 千円を追加計上し、歳出の木材加工流通施設整備事業補助金についても同額を追加計上します。

木材加工流通施設整備事業の補正内容

単位：千円

	補助対象 事業費	財源内訳				歳 出 予算額
		国	県	町	事業主体	
(補正前)	1,361,370	592,196	272,274	136,137	360,763	1,000,607
補助率	—	約 43.5%	20%	10%	—	—
(補正後)	1,361,370	616,750	272,274	136,137	336,209	1,025,161
補助率	—	約 45.3%	20%	10%	—	—
増 減	0	24,554	0	0	▲24,554	24,554

【補正内容】

令和3年度四万十町一般会計補正予算（第8号）第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり

【各種基金の状況】

別紙のとおり

各種基金の状況（全会計）

単位：千円

会計区分	基金名		令和2年度 末残高 A	令和3年度				令和3年度 末残高見込 G (A+F)	
				積立額		取崩額 D	歳計剰余 金処分 E		計 (年度中増減) F (B+C-D+E)
				利子積立 B	予算積立 C				
一般会計	積立基金	財政調整基金	4,216,131	6,481			198,000	204,481	4,420,612
		減債基金	1,077,295	911	8,763	413,300		▲ 403,626	673,669
		その他特定目的基金	6,705,093	4,067	(100,000)	1,593,166		(100,000)	(100,000)
		施設等整備基金	1,513,703	1,294	31,886	19,800		13,380	1,527,083
		ふるさと創生基金	134,300	135				135	134,435
		地域振興基金	24,976	25				25	25,001
		地域福祉基金	277,599	223		2,000		▲ 1,777	275,822
		中山間ふるさと水と土保全基金	22,844	23				23	22,867
		農業集落排水事業振興基金	6,828	6				6	6,834
		新しい町づくり基金	30,072	25		11,000		▲ 10,975	19,097
		合併特例債まちづくり基金	1,618,500						1,618,500
		ふるさと支援基金	2,332,745	1,845	(100,000)	1,208,166		(100,000)	(100,000)
		園芸作物価格安定基金	85,000						85,000
		過疎地域持続的発展特別事業基金	307,279	269	192,000	80,400		111,869	419,148
		防災まちづくり基金	208,828	180		27,500		▲ 27,320	181,508
		学校施設等整備基金	11,361	10	500			510	11,871
		森林環境整備基金	131,058	32	129,166	238,300		▲ 109,102	21,956
		奨学金返還支援基金	0		30,000	6,000		24,000	24,000
		積立基金計	11,998,519	11,459	(100,000)	2,006,466	198,000	(100,000)	(100,000)
	定額運用基金	土地開発基金	213,687	173				173	213,860
		奨学資金貸付基金	121,612	49				49	121,661
		県証紙基金	693						693
		定額運用基金計	335,992	222				222	336,214
		一般会計合計	12,334,511	11,681	(100,000)	2,006,466	198,000	(100,000)	(100,000)
特別会計	国保	国保財政調整基金	207,316	217		67,000		▲ 66,783	140,533
		国保高額医療費貸付基金	10,578	9				9	10,587
	診療所	大正診療所財政調整基金	0						0
		十和診療所財政調整基金	0						0
	介護	介護財政調整基金	179,448	168			50,000	50,168	229,616
	特養	特別養護老人ホーム窪川荘基金	110,158	76		63,939	7,000	▲ 56,863	53,295
		特別養護老人ホーム四万十荘基金	0						0
	特別会計合計		507,500	470		130,939	57,000	▲ 73,469	434,031
	基金総合計		12,842,011	12,151	(100,000)	2,137,405	255,000	(100,000)	(100,000)
				1,807,624	2,137,405	▲ 62,630	12,779,381		

注) 上段()書きは今回補正額

注) 過疎地域持続的発展特別事業基金は過疎地域自立促進特別事業基金から名称変更